

令和 6 年（2024年）第 7 回 枚方市教育委員会 定 例 会 議 案 書

案 件 名		
日程 1	報告第33号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査会への諮問について
日程 2	報告第37号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 令和 7 年度使用中学校教科用図書の選定に係る答申について
日程 3	議案第12号	令和 7 年度使用教科用図書の採択について
日程 4	議案第10号	枚方市学校事故等調査委員会委員の委嘱について
日程 5	議案第11号	枚方市就学援助規則の一部改正について
日程 6	報告第34号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和 5 年 7 月 28 日報告分）
日程 7	報告第35号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和 6 年 3 月 26 日報告分①）
日程 8	報告第36号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和 6 年 3 月 26 日報告分②）
日程 9	報告第38号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について

○開催日時 令和6年（2024年）7月30日 午前9時30分から
○開催場所 輝きプラザきらら7階 たまゆらイベントホール

報告第33号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)7月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第15号 枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査会への諮問について

臨時代理第 15 号

枚方市立中学校全員給食事業 PFI 事業者選定審査会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）7 月 10 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

次のページのとおり

教 総 給 第 1 1 6 号

令 和 6 年 7 月 1 1 日

枚方市立中学校全員給食事業 PFI 事業者
選 定 審 査 会 会 長

枚 方 市 教 育 委 員 会



枚方市立中学校全員給食事業 PFI 事業者の選定について(諮問)

枚方市立中学校全員給食事業 PFI 事業者の選定にあたり、枚方市附属機関条例(平成
24 年枚方市条例第 35 号)第1条第2項に基づき、下記の内容について諮問いたします。

記

【諮問する内容】 枚方市立中学校全員給食事業 PFI 事業者の選定について

報告第37号

委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）7月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 報告事項

令和7年度使用中学校教科用図書を選定に係る答申について

2. 内容

別紙1のとおり

議案第 12 号

令和 7 年度使用教科用図書の採択について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 13 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年） 7 月 30 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

2. 参考資料

別紙2のとおり

令和7年度使用教科用図書の採択について

(中学校用)

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語			
書 写			
社会（地理的分野）			
社会（歴史的分野）			
社会（公民的分野）			
地 図			
数 学			
理 科			
音楽（一般）			
音楽（器楽合奏）			
美 術			
保 健 体 育			
技術・家庭 (技術分野)			
技術・家庭 (家庭分野)			
外国語（英語）			
特別の教科 道徳			

(小学校用)

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	2	東 書	新編 新しい国語
書 写	38	光 村	書写
社 会	17	教 出	小学社会
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳3・4・5・6年
算 数	2	東 書	新編 新しい算数
理 科	61	啓林館	わくわく理科
生 活	61	啓林館	せいかつ
音 楽	27	教 芸	小学生の音楽
図 画 工 作	9	開隆堂	図画工作
家 庭	9	開隆堂	わたしたちの家庭科
保 健	224	学 研	新・みんなの保健
外国語(英語)	38	光 村	Here We Go!
特別の教科 道徳	2	東 書	新編 新しい道徳

令和7年度使用教科用図書の採択について

(中学校用)

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	15	三省堂	現代の国語
書 写	38	光 村	中学書写
社会（地理的分野）	2	東 書	新編 新しい社会 地理
社会（歴史的分野）	2	東 書	新編 新しい社会 歴史
社会（公民的分野）	2	東 書	新編 新しい社会 公民
地 図	46	帝 国	中学校社会科地図
数 学	61	啓林館	未来へひろがる数学
理 科	61	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音楽（一般）	27	教 芸	中学生の音楽
音楽（器楽合奏）	27	教 芸	中学生の器楽
美 術	116	日 文	美術
保 健 体 育	4	大日本	中学校保健体育
技術・家庭 （技術分野）	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 技術分野
技術・家庭 （家庭分野）	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 家庭分野
外国語（英語）	9	開隆堂	Sunshine English Course
特別の教科 道徳	116	日 文	中学道徳 あすを生きる

(小学校用)

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	2	東 書	新編 新しい国語
書 写	38	光 村	書写
社 会	17	教 出	小学社会
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳3・4・5・6年
算 数	2	東 書	新編 新しい算数
理 科	61	啓林館	わくわく理科
生 活	61	啓林館	せいかつ
音 楽	27	教 芸	小学生の音楽
図 画 工 作	9	開隆堂	図画工作
家 庭	9	開隆堂	わたしたちの家庭科
保 健	224	学 研	新・みんなの保健
外国語(英語)	38	光 村	Here We Go!
特別の教科 道徳	2	東 書	新編 新しい道徳

議案第10号

枚方市学校事故等調査委員会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第9号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）7月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 委員の委嘱

委嘱委員

西田 直樹 氏

委員の任期

令和6年（2024年）8月1日から

令和8年（2026年）7月31日まで

委嘱理由

枚方市医師会より推薦があった委員を委嘱するもの

委嘱委員

小林 博隆 氏

委員の任期

令和6年（2024年）8月1日から

令和8年（2026年）7月31日まで

委嘱理由

教育的見地が必要で、学校事故等に取り組まれてきた実績が豊富である委員を委嘱するもの

委嘱委員

宝本 美穂 氏

委員の任期

令和6年（2024年）8月1日から

令和8年（2026年）7月31日まで

委嘱理由

大阪弁護士会より推薦があった委員を委嘱するもの

2. 参考資料

次ページ「枚方市学校事故等調査委員会 委員名簿」のとおり

(参考資料)

枚方市学校事故等調査委員会委員名簿

任期：令和6年（2024年）8月1日から令和8年（2026年）7月31日まで

分 野	選出区分	氏 名	推薦団体・所属
医学	学識経験を有する者	西田 直樹	枚方市医師会
教育学	教育に関する 専門的知識を有する者	小林 博隆	大阪体育大学
法律	学識経験を有する者	宝本 美穂	大阪弁護士会

議案第11号

枚方市就学援助規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年(2024年)7月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

枚方市就学援助規則の一部を改正する規則

枚方市就学援助規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前条第1項第9号に掲げる費用（枚方市立の小学校に在学する児童生徒に係るものに限る。）及び同項第11号に掲げる費用に係る就学援助費の支給は、受給者がこれらの費用を支払うべき者に直接支払う方法により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年8月27日から施行する。
- 2 改正後の枚方市就学援助規則の規定は、令和6年度の第2学期以後の小学校給食費について適用し、同学期前の小学校給食費については、なお従前の例による。

(参考資料)

枚方市就学援助規則の一部改正

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
（支給の方法） 第7条　〔略〕 2　〔略〕 <u>3　前条第1項第9号に掲げる費用（枚方市立の小学校に在学する児童生徒に係るものに限る。）及び同項第11号に掲げる費用に係る就学援助費の支給は、受給者がこれらの費用を支払うべき者に直接支払う方法により行うものとする。</u> <u>4　〔略〕</u> 5　〔略〕	（支給の方法） 第7条　〔略〕 2　〔略〕 <u>3　〔略〕</u> <u>4　前条第1項第11号に掲げる費用に係る就学援助費の支給は、受給者が支払うべき者に直接支払う方法により行う。</u> 5　〔略〕